

### / ウハウの取得/ 官民一体の態勢を

### 財政措置が決まり条件整う 実施基本方針、

魅力的なPFI事業を提案することによっ とが可能となった。 を抑えながら財政能力以上の事業をこなすこ ければならない地方公共団体は、初期投資額 迫しているにもかかわらず社会資本整備しな になっている。これによって、財政事情がひっ 業と同様にPFI事業でも活用できる仕組み 自治省の財政措置方針(表1参照)による 補助金や地方債について、従来の公共事 また、 建設業界なども

## 来通 りに補助金も使える

うにPFI事業に対応すべきであろう。 討しているという。さて、本県では、どのよ が「財政措置方針」を打ち出し、

て総理府が「実施基本方針」を、

自治省 ようや

くPFIの全容が見えてきた。 日本PF

I協会によると、

今年三月末現在で一省

一十五都道府県が七十のPFI事業を検

関する法律)が平成十一年九月に施行さ

の活用による公共施設等の整備の促進に

設し運営管理するPFI法

(民間資金等

民間の資金とノウハウで公共施設を建

れて九カ月が経過した。今年三月になっ

### (表1) PFI 事業にかかわる財政措置の要点

通常当該施設を地方公共団体が整備する場合に国庫補助負担制度がある事業について は、PFI事業で整備する場合も同等の措置が講じられる。

国庫補助負担金が支出される PFI 事業は、内容に応じて直営事業の場合と同等の地方 債措置、または交付税措置を講じる。

地方公共団体がPFI事業者に対して施設整備費相当分の全部、または一部を支出する 場合、地方公共団体の直営事業の場合と同種の地方債をその財源にできる。直営事業 の場合に当該地方債の元利償還金に対し交付税措置を講じている場合は同様の交付税 措置を行う。

地方公共団体がPFI事業者に対し後年度に整備費相当分の全部、または一部を割賦払 い、委託料の形で分割支出する場合、地方公共団体の直営事業の場合の地方債の充当 率、交付税措置率を勘案し均等に分割し一定期間交付税措置を行う。

荘銀総合研究所

德

和

加 藤

2

### (表2)「実施に関する基本方針」の要点

### 1. PFI 事業の 5 原則

公共性原則 (公共性のある事業)

民間経営資源活用原則(民間の資金、経営能力、及び 技術的能力を活用して行う)

効率性原則 (民間の自主性と創意工夫を尊重し、効率 的かつ効果的に実施)

公平性原則(事業選定、民間事業者の選定は公平性を

透明性原則(事業の発案から終結に至る全過程を通じ て透明性を確保)

### 2.民間事業者の発案による PFI 事業の選定等の基本的 事項

(一般的事項)民間事業者に行わせることが適切なもの は、できる限り実施を民間事業者にゆだねる。

(実施方針の策定)民間事業者から発案のあった事業 は、積極的に取り上げて必要な措置を講ずる。

(PFI事業の選定)公共サービスが同一水準にある場 合は公的財政負担の縮減を期待できること、公的財政 負担が同一水準にある場合は公共サービス水準向上が 期待できること等を選定基準とする。

(同上)公共サービス水準の評価は、できる限り定量的 に行うことが望ましいが、定量化が困難なものを評価 する場合においては、客観性を確保した上で定性的な 評価を行う。

### 3. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的事項

(一般競争入札)会計法令の適用を受ける契約に基づい て行われる事業を実施する PFI 事業者の選定は一般 競争入札を原則とする。

(仕様)募集は、提供されるべき公共サービスの水準を 必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等 の具体的な仕様の特定は必要最小限にとどめる。

### 4. 民間事業者の責任の明確化、事業の適正かつ確実な 実施

(リスク分担)公共施設の管理者等は、実施方針で公共 施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をでき る限り具体的に明らかにする。

(協定)公共施設の管理者等は、協定等でサービスの内 容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算 定方法、当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行 方法、当事者が協定等の規定に違反した場合に事業の 修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治 癒及び当事者の救済措置等を規定する。

的だったからである。ところが、日本では景 当初から「小さな政府」を実現することが目 事業に使えなければ、 る条件は整っていなかった。 た土壌があり、 とまで第三セクターと称して行政が行ってき ることになる。 金や地方債の支援が講じられることになり、 気対策として導入された色合いが濃く、補助 イギリス版PFIとは出発点から様相が異な スでは行政側が民間事業者に財政支援を行う ことは原則的にない。 イギリス生まれのPFIであるが、イギリ 我が国では民間でもやれるこ イギリスのように民間が担え それは、イギリスでは 地方公共団体側はあえ 補助金をPFI と言えよう。 Ιţ

### 民間 の創意工夫を生かす

十のPFI事業が名乗りを上げている。 日本PFI協会によると、 実施基本方針と財政措置が明らかになっ 国内ですでに七 しか

まで徹底することができるかにかかっている のPFI五原則に則った事業内容になるに 日本版PFIが、「実施基本方針」(表2参照) 業で行う場合のコストと太刀打ちできない。 事業者も資金調達コストが大きくなり公共事 て る最大効果)を行政側と民間事業者側がどこ 面倒な手法を導入する気にはなれず、 >FM ( value for money= 最小費用によ

チャンスを得ることができるようになる。

公共事業抑制の環境の中でもビジネス

中には「PFIもどき」も相当多く含まれて 設」をPFI事業で行おうと、「募集要項」を ションを行っている。そのような中で、千葉 と消費生活センターという民間の発想を取り ており興味深い。 の審査項目と配点(表3参照)が明らかになっ I事業と言えそうだ。 定めて取り組んでおり、 市は「消費生活センター・計量検査所複合施 る自治体もある。 県も文化施設のシミュレー 営管理をPFI事業に乗せようと検討してい 市庁舎、 はそう多くはないものと思われる。県内でも、 おり、厳密な意味でPFI事業と呼べるもの たのは今年三月であることを考えると、この 学生寮、高齢者住宅などの建設と運 計量検査所という公的施設 民間側に求める提案書 国内初の本格派PF

ていると考える。 ていると考える。 でいるを考える。 でいるを考える。 でいるを対しては目したい。県内でも実 がある。単なる財政負担軽減対策ではな が、民間の創意工夫を生かせる事業となる可 のれる施設とをドッキングさせる施設であ

# 座視すれば県内産業は衰退

その理由は、国内でPFI事業実施の実績

組んでいる欧州企業の参入もあるかもしれな 費を割かなければならなくなる。そのような う。地域産業が衰退すれば、税収が減るだけ の産業が衰退していくのは見たくないだろ ない公共事業の施工が県外企業に流れ地域内 かっており、これからは従来のように多くの い。政府と地方公共団体の財政は破たんしか 業だけでなく、 なることが懸念されるからである。 県内の産業界は指をくわえて見ているだけに で公共施設づくりを提案するようになれば を積んだ企業が、そのノウハウを持って県内 でなく失業者救済などマイナス要因対策に公 公共事業を起せそうにない。 県や市町村も少 多種多様なPFI事業に取り 国内の企

(表3) 千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設 1次提案書の審査項目と配点

1 次提案書の審査項目	配点
事業の基本的な考え方	25
施設の設計・建設に対する考え方	20
施設の維持管理に対する考え方	15
特定計量器定期検査業務の実施に対する考え方	20
資金調達及びリスク分担の考え方	20
合 計	100

民間事業施設を提案する場合は、以下が加算される

	-
民間事業施設に対する考え方	10

衰退することが避けられない。どちらに転んウハウを取得しないでいると、地方の産業は

いる。官も民も発想の転換が必要になってである。官も民も発想の転換が必要になっている。建設業だけでなく福祉、医療、廃棄物処理、都市づくりなど多種多様なプロジェクトである。官も民も発想の転換が必要になっている。グローバルスタンダー事態を避けるためにもPFI事業を積極的に事態を避けるためにもPFI事業を積極的に

## 事例でシミュレーション

はない。 地方公共団体のリスク、 要がある。一般的な事業を想定した場合でも、 担保にとり融資する手法に加えてプロジェク あらかじめ契約に盛り込まなければならな 事業提案までに膨大な作業をする必要があ のリスク、PFI事業体が負うリスクがある。 数多くのリスクがある(表4参照)。さらに、 示し、だれが、どんなリスクを負担するか、 性を予測し、事前にリスクを回避することを の長期間にわたる推移についてあらゆる可能 行った場合の方が資金的に安上がりになるこ キャッシュフローとPFI事業で行った場合 トファイナンスにも対応できるようになる必 示さなければならない。それも、三十年程度 とを示すか、サービス水準が良くなることを のキャッシュフローとを比べ、PFI事業で ハウが地方には乏しい。金融機関は不動産を しかし、PFI事業の導入はそれほど楽で また、プロジェクトファイナンスのノウ 面倒この上ない。だが、面倒といってノ まず、 公共事業で実施した場合の 建設工事を行う企業

立ち上げている。 る態勢が必要だ。 容がつかめない。 行政だけでノウハウを取得しようとしても隔 痒になるし、 ここは、 既に、 民間だけで取り組んでも全 多くの県が研究会を 官民一体で研究す

でも大変なのであ

ば

前進するし

か

7

ションしたい。

その次に、

Ţ

· F I の

究活動は、

初はシンプルな事例をモデ

福ミュ うになってソフトビジネスが誕生し、 固 広い な事 祉とか都 ションした 分野 業 の県内産業が互い の育成 市づくり ſΪ が可能になり、 そうすることによって、 など複雑な事業をシミュ に連携できるよ より強

入り口から出口までをシ 医療とか 積されな: はず ティー タンスで臨まなけ 汗をかいて学ぶことである。 自立の第 だ。 を 大事なことは、 一歩にする好機でもある。 ベー 地方分権の進展に合せ スにした地域振興が可能になる れば、 官も民も自分たちで 県内にノウハウが蓄 その基本的なス た地

### (表4) PFI事業導入に伴い予想される一般的なリスク

### 【事業実施前リスク・カッコ内はリスク負担者】

- 1. PFIの実施によって、行政の支出が増えるケースの発生(自治体)
- 2. PFIの実施によって、市民に対する公共サービスが低下(自治体、県民)
- 3. PFIの実施によって、市民の負担(税、支出など)が増える(県民)
- 4. PFIの実施によって、民間企業間で既得権をめぐるトラブルが発生する(既存事業 者)
- 5.住民ニーズに合わない事業がPFI事業として行われ、行政の支出が増える(行政、 県民)
- 6. PFIの取り組みが遅れ、それによって公共事業の支出が増え続ける(県民)
- 7.金融機関等のプロジェクトファイナンスのノウハウ取得が遅れ、PFI事業に着手で きない(県民、行政、金融機関)

### 【事業着手段階リスク・カッコ内はリスク負担者】

- 8. 県内企業の取り組みが遅れ、PFI事業の立ち上げが遅れる(自治体・県民)
- 9. 当初契約に明記されていないリスクが事業途中で発生した場合。または、当初契約 で官民のリスク分担が偏る(自治体・事業者)
- 10. 入札参加の企画書づくり、落札後の契約書づくりの過程で負担が大きくなる。また はその費用 軽減措置がない(事業者)
- 11.事業遂行のための行政情報(補助金、新制度等)の入手がスムーズにいかない(事
- 12.専門的なノウハウ、知識を持つ人を身近に確保できない(事業者・自治体)
- 13. 入札で提案したオリジナル企画、独創的な発想が流用される。または、その保護措 置が十分でない(事業者)
- 14.事業コスト(総合評価)の算出方法(評価方法)についての考え方が行政側と民間 側とで食い違う(自治体・事業者)
- 15. 金融機関など資金供給サイドが体制整備が不十分で、スムーズに資金調達ができな い(事業者・自治体・市民)
- 16. 行政財産の円滑な利用が行えない(事業者・出資者・市民)
- 17.長期債務負担行為の債務額が適切に設定されない(自治体・市民)

### 【事業遂行段階リスク・カッコ内はリスク負担者】

- 18.事業遂行に当たり、公的関与が強く、民間の機動的・柔軟な対応が阻害され、支出 が膨らむ(事業者・施設管理者)
- 19. 事業のキャッシュフローで予定通りの収益が上がらない(出資者・事業者・施設
- 20. 事業途中で人的経営基盤、事業環境等で異変が発生し事業運営方針が大きく変化す る(出資者・自治体)
- 21. 事業途中での紛争処理が遅れ、事業継続に遅滞が発生する(事業者・自治体)
- 22. 事業のための用地取得がスムーズに進まない(事業者・出資者・自治体)
- 23.施設の完成後に欠陥工事が判明し補修が必要になる(事業者・自治体・市民)
- 24. 施設完成後に管理者に帰属する原因で損失が発生する(出資者・事業者・自治体)
- 25.公共施設の管理に関する法的規制が弾力的な運営を妨げる(管理者・事業者・市
- 26. 官民間でリスク分担、契約が明確でないまま事業を立ち上げ、当事者間にとって灰 色のリスクが発生し事業が進まない(自治体・事業者・管理者・県民)
- 27.保険機関の損害保険などリスク補填の仕組みが整わないまま事業を起こし、不測の 事態が発生する(金融機関・事業者・自治体)

5